

岐労発基 0514 第 1 号
令和 8 年 5 月 1 4 日

関係団体の長 殿

岐 阜 労 働 局 長



令和 8 年度全国安全週間の実施について（依頼）

日頃から、労働基準行政、特に労働災害防止対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も全国安全週間が実施されます（別添「令和 8 年度全国安全週間実施要綱」参照）。当局では、県下の各労働基準監督署とともに、本週間が効果的に実施されるよう啓発に努めることとしております。

つきましては、貴職におかれましても本週間の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対する同実施要綱の周知をはじめ、安全意識の高揚と安全活動の定着に御配慮いただき、県下の安全管理水準の向上に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

併せて、本週間に向けた「岐阜労働局長メッセージ」等を添付しますので、御活用ください。

なお、本安全週間の実施に当たっては、当局ホームページにも掲載する予定です。



(<https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/>)

【担当】岐阜労働局労働基準部健康安全課
地方産業安全専門官

電話 058-245-8103

令和8年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7日(準備期間 6/1～30)

岐阜労働局長メッセージ ～ 令和8年度 全国安全週間を迎えるにあたって ～

本年度も7月1日から7月7日まで「全国安全週間」が実施されます。本年度のスローガンは、
「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

です。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を推進しており、こうした取組により労働災害は長期的には減少しているところ
です。

具体的には、岐阜県内における昨年(令和7年)の労働災害発生状況は、死亡災害が6人と令和6年に比べて10人減少し、休業4日以上の死傷災害も2,247人と令和6年に比べて45人(2.0%)減少となりました。一方で、令和7年は令和6年に比べて減少したものの、令和5年(2,217人)に比べると増加しており、平成27年以降増加傾向が続いています。

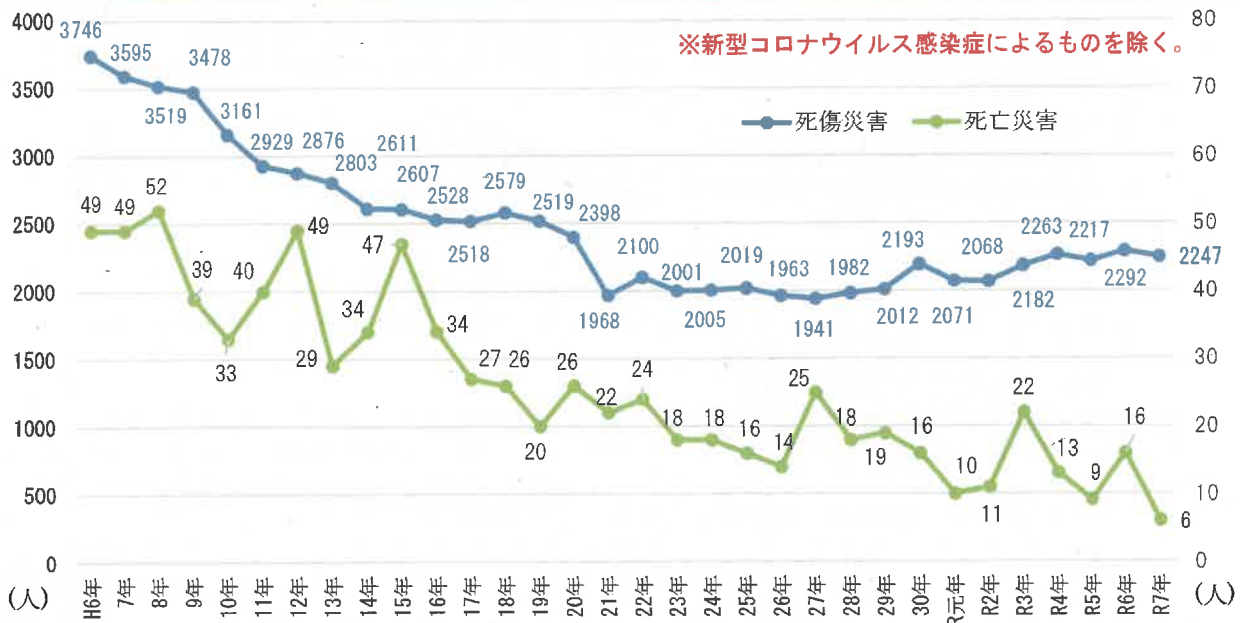
また、令和8年については、3月末時点の速報値で427人と、令和7年の同時期に比べて4人(0.9%)減少していますが、運送業(57人で昨年同時期に比べ18人増加)、商業(77人で昨年同時期に比べ13人増加)や接客娯楽業(28人で昨年同時期に比べ5人増加)などの第3次産業において増加が見られ、死傷災害が前年を上回るペースで発生しています。

労働災害を着実に減少させ、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を実現するためには、令和5年4月に岐阜労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

各事業場におかれましては、全国安全週間を契機として、安全大会等での経営トップによる安全への所信表明、安全パトロールによる職場の総点検の実施、安全旗の掲揚、標語の掲示及び講演会を開催する等の安全活動を積極的に推進し、関係者の安全意識の高揚を図っていただきますようお願い申し上げます。

令和8年4月

岐阜労働局長 原田 浩一



令和8年度 全国安全週間

7月1日(水)から7日(火)まで (準備期間:6月1日から30日まで)

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

準備期間及び全国安全週間以外についても継続的に実施する事項(抜粋)

- ① 安全衛生活動の推進
「安全衛生管理体制の確立」「安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等」
「自主的な安全衛生活動の促進」「リスクアセスメントの実施」
「その他の取組」
 - ⇒ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - ⇒ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ⇒ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- ② 業種(以下の業種)の特性に応じた労働災害防止対策
「第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店等)」「陸上貨物運送事業」「建設業」「製造業」「林業」
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策」
 - ⇒ 転倒災害防止について、作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - ⇒ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ⇒ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - ⇒ 運動プログラムの導入、労働者のスポーツの習慣化の推進
 - ⇒ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - ⇒ 腰痛対策について、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
「高年齢者」、「外国人労働者」、「派遣労働者」等に対する労働災害防止対策
 - ⇒ 高年齢者に対して、「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づく各種措置の実施
 - ⇒ 母国語教材や視聴覚教材を活用等外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ⇒ 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
「交通労働災害防止対策」
 - ⇒ 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - ⇒ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発等
「熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン 重点取組期間は7月)」
 - ⇒ 改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
(熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等)
 - ⇒ 暑さ指数(WBGT 値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施など「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく措置の実施
「個人事業者等を含めた災害防止対策」
 - ⇒ 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - ⇒ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ⇒ 個人事業者等が業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

※詳細事項については、「令和8年度全国安全週間実施要綱」をご参照ください。

厚生労働省 安全週間 検索

令和8年度全国安全週間 岐阜労働局実施要綱

1 目的

令和7年の岐阜県内の労働災害発生状況は、死亡災害が6人と令和6年に比べて10人減少し、休業4日以上之死傷災害は2,247人と、令和6年と比べて45人(2.0%)減少したものの、平成27年以降災害の増加傾向が続いている。

令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画においては、死亡者数を令和4年と比べて令和9年までに5%以上減少させること及び死傷者数を令和4年に比べて令和9年までに減少に転じさせることとしている。

令和8年3月27日付け基発0327第1号「令和8年度全国安全週間の実施について」記の1(1)では、高年齢労働者の労働災害防止のため「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知とそれに基づく取組、同(2)では労働者の作業行動に起因する労働災害防止のための取組、同(3)では足場からの墜落・転落災害防止及び貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止を目的とした改正労働安全衛生規則等を関係事業者等へ周知する取組が示されたところである。

こうした状況を踏まえ、令和8年度全国安全週間の取組を各産業の関係団体等に対して広く周知するとともに、本週間を契機として、各事業場をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図り、県内事業場の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 岐阜労働局長メッセージ

岐阜労働局長メッセージ(別添1)を関係団体等に送付するとともに当局ホームページに掲載する。

3 岐阜労働局長パトロール

県内事業場に対し、岐阜労働局長等局幹部による安全パトロールを実施する。

4 関係団体等への周知依頼

関係団体等宛てに「岐阜労働局長メッセージ」及び別添2「令和8年度全国安全週間実施要綱」を送付し、会員事業場等への周知依頼を行う。

送付先は、別添3「関係団体名簿」による。

5 周知用リーフレット

岐阜局版の周知用リーフレット(別添4)を上記4とともに関係団体等に送付する。

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和8年度 全国安全週間を迎えるにあたって ～

本年度も7月1日から7月7日まで「全国安全週間」が実施されます。本年度のスローガンは、

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

です。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を推進しており、こうした取組により労働災害は長期的には減少しているところです。

具体的には、岐阜県内における昨年（令和7年）の労働災害発生状況は、死亡災害が6人と令和6年に比べて10人減少し、休業4日以上之死傷災害も2,247人と令和6年に比べて45人（2.0%）減少となりました。一方で、令和7年は令和6年に比べて減少したものの、令和5年（2,217人）に比べると増加しており、平成27年以降増加傾向が続いています。

また、令和8年については、3月末時点の速報値で427人と、令和7年の同時期に比べて4人（0.9%）減少していますが、運送業（57人で昨年同時期に比べ18人増加）、商業（77人で昨年同時期に比べ13人増加）や接客娯楽業（28人で昨年同時期に比べ5人増加）などの第3次産業において増加が見られ、死傷災害が前年を上回るペースで発生しています。

労働災害を着実に減少させ、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を実現するためには、令和5年4月に岐阜労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

各事業場におかれましては、全国安全週間を契機として、安全大会等での経営トップによる安全への所信表明、安全パトロールによる職場の総点検の実施、安全旗の掲揚、標語の掲示及び講演会を開催する等の安全活動を積極的に推進し、関係者の安全意識の高揚を図っていただきますようお願い申し上げます。

令和8年4月

岐阜労働局長 原田 浩一

令和8年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和8年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場等

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。

- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイト（いわゆるスポットワーク含む）の労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

- (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留

リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高齢者に対する労働災害防止対策

- 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施

③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策

- 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策

- 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化

⑤ 特定自主検査の適正な実施

- ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
- イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
- ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施

⑥ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

⑦ 熱中症予防対策

- ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
- ウ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと

⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策

- ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
- イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ウ その他、個人事業者等が上記10(1)～10(3)⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮